

和歌山県業務改善促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、生産性の向上や従業員の賃金引上げに取り組む県内中小企業を支援するため、厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)(以下「国助成金」という。)の交付を受けた事業者に対し、予算の範囲内において、助成金を交付するものとし、その交付等に関しては、和歌山県補助金交付規則(昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(助成金の交付)

第2 この要綱は、和歌山県業務改善促進助成金(以下「県助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業者)

第3 県助成金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 和歌山県内に事業場があること。
- (2) 国助成金について、令和7年度に交付申請を行い、交付額確定の通知を受けている者であること。なお、令和7年度に交付申請を行い、交付決定が令和8年度に繰り越された場合も、交付の対象とする。
- (3) 同一の内容について、国助成金以外の、国又は地方公共団体等の補助金等の交付その他これに類する助成等を受けていない者であること。
- (4) 労働基準法(昭和22年法律第49号)等の労働関係法令を遵守している者であること。
- (5) 県助成金の交付申請書兼実績報告書の提出日又は要綱第6の規定による助成金の交付の決定の日において、倒産(再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行っていること又は手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれら金融機関に対してなされていること)していないこと。

ただし、再生手続開始の申立て(民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。)又は更生手続開始の申立て(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。)を行い、事業活動を継続する見込みがある場合を除く。

- (6) 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者(法人にあっては、その役員を含む。)でないこと。
- (7) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当する者(法人にあっては、その役員を含む。)でないこと。

(助成対象経費及び助成率等)

第4 県助成金の助成対象経費及び助成率は、次のとおりとする。

助成対象経費	助成率
国助成金対象経費から国助成金額を除いた額 (自己負担額)	2分の1

- 2 県助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 県助成金の助成上限額は100万円とする。ただし、交付を受けた国助成金の金額を超えないものとする。

(県助成金の交付の申請)

第5 県助成金の交付を受けようとする事業者は、和歌山県業務改善促進助成金交付申請書兼実績報告書(別記第1号様式)を別に定める提出期限までに、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の助成金交付申請書兼実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。
 - (1) 振込口座(金融機関名、本・支店名、口座番号、預金種別、口座名義人)の分かる通帳等の写し
 - (2) 国助成金交付決定通知書(国助成金交付要綱 様式第2号-1)の写し
 - (3) 国助成金交付額確定及び支給決定通知書(国助成金交付要綱 様式第11号)の写し
 - (4) 国助成金事業実績報告書(国助成金交付要綱 様式第9号)の写し
 - (5) 国庫補助金精算書(国助成金交付要綱 様式第9号別紙1)の写し
 - (6) 事業実施結果報告(国助成金交付要綱 様式第9号別紙2)の写し
 - (7) その他知事が必要と認めるもの

(交付の決定等)

第6 知事は、県助成金の交付の申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類の審査を行い、県助成金を交付すべきことが適当と認めたときは、県助成金の交付を申請した者に文書によりその旨を通知するものとする。

- 2 知事は、県助成金の交付目的を達成するために必要があるときは、必要な条件を付するものとする。

(県助成金の額の確定)

第7 県助成金の額の確定は、規則第14条の規定に関わらず、前条の規定による交付の決定をもって確定したものとみなす。

(申請の取下げ)

第8 県助成金の交付を申請した事業者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下書(別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第9 知事は、県助成金の交付の決定を受けた事業者(以下、「交付決定事業者」という。)に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(報告及び交付決定の取消し等)

第 10 国助成金の交付決定を受けた事業主は、和歌山労働局長から国助成金の支給決定の取消しを受けたときは、速やかに知事に報告するものとする。

2 知事は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、県助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付した県助成金があるときは、規則第 18 条の規定により期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 和歌山労働局長から国助成金の支給決定の取消しを受けたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、県助成金の交付を受けたとき。
- (3) 県助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は前条の知事の指示に従わなかったとき。

(加算金)

第 11 交付決定事業者は、前条第 2 項の規定により県助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る県助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた県助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、交付対象者の申請に基づき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(交付請求)

第 12 県助成金を交付すべきことが適当と認められた事業者は、速やかに和歌山県業務改善促進助成金交付請求書（別記第 3 号様式）を知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付)

第 13 県助成金の交付を受けた事業者は、助成事業の収支に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(申請内容の公表等)

第 14 知事は、公益上特に必要があると認めるときに限り、この要綱に基づく業務において取得した個人情報を国等の関係機関に提供し、又は申請者の名称、代表者名及び助成金の内容等に関する情報を公表することができる。

(その他)

第 15 この要綱に定めるもののほか、県助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 6 月 29 日から施行する。